

暴風警報・大雨特別警報発令時・地震発生時の登校について

暴風警報（暴風特別警報）、大雨特別警報、または摂津市内のいずれかの地区において、高齢者等避難・避難指示が発令された場合（以下「暴風警報等」と表記）	
① 午前7時の時点で 「暴風警報等」が発令されている場合	自宅待機 ※この時点で給食は停止されます。
② 午前9時まで、 「注意報」に変更、または「暴風警報等」が解除された場合	周辺の安全を確認し、登校 授業は午前中まで ※登校が遅れても構いません。（安全最優先）
③ 午前9時現在、 「暴風警報等」が解除されていない場合	臨時休校（学校に来なくてよい）
④ 児童が登校後、 「暴風警報等」が発令された場合	速やかに教育活動を打ち切り、安全に配慮して、 教師引率のもと集団下校 ※朝の気象情報等で「暴風警報等」発令の可能性が高い日は、お子様が帰宅時に、確実に家の中に入れるよう、鍵を持たせていただくか、または、保護者の方が必ず在宅される等の対応をお願いします。
⑤ 午前7時～始業前	登校開始前の児童は、 登校せずに自宅待機→その後は上記①に従う 登校した児童は、 学校待機→その後は上記④に従う
その他の気象（大雨、洪水、雷等）警報	
原則として登校 ただし、状況によって、教育委員会と協議の上、必要な措置をとることもあります。	
地震（震度5弱以上）の発生…臨時休校	
登校前	自宅待機
登下校中	自分で身の安全を確保し、自宅か学校など安全な場所に避難
在校中	教職員の指示に従い、避難し、保護者の迎えを待ち、引渡し
地震（震度5弱未満）の発生	
学校の施設の被害状況・通学路の状況により、臨時休校の措置を取ることがあります。 臨時休校の連絡がない限り登校させてください。連絡が取れないこともあるので、危険と思われるときは保護者の判断で登校するかどうか決めてください。	
その他 学校長が必要と判断した場合、臨時休業措置をとり、下校させることもあります。	
警報発令時の給食について	
午前7時現在、「暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報」が出ている場合、給食はありません。したがって、午前9時の時点で解除され登校しても給食はありませんので、授業は午前中のみになり、4時間目終了後に下校します。	

※ 「暴風警報等」が発令されると学童は閉室となります。対応の詳細につきましては、学童より配付されているプリントを参照してください。

※ 緊急連絡に支障が出ないよう

◆学校へ電話での連絡・問い合わせ等は控えてください。

◆連絡先の変更等があれば、必ず届けてください。

※ いずれの災害の場合も、不用意に外出させないなど、児童の安全に努めてください。